

台風等に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合せ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・正午までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
※5校時は、曜日によって開始時刻が変わるため、本校ホームページおよび連絡ツール「すぐーる」でお伝えいたします。
 - ・正午現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合せ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
※5校時は、曜日によって開始時刻が変わります。学校ホームページおよび連絡ツール「すぐーる」でお伝えいたします。
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、本校ホームページおよび連絡ツール「すぐーる」等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合

- (1) 水害による避難勧告等について（鴨川が氾濫危険・氾濫のおそれの場合）
本校の校区である元町学区は、「鴨川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。元町学区に水害による避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、次のような措置を取ります。
⇒ 「暴風警報」と同様
- (2) 土砂災害による避難勧告等について
本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていないことから、土砂災害による避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合は、臨時休校等の措置は取りません。

5 在校中に特別警報や暴風警報、及び「水害による避難勧告・避難指示（緊急）」が発表された場合

直ちに臨時休校とし、次のような対応をします。

特別警報 下校の安全が確認できるまで学校に留め置きます。

その後、保護者の方に迎えに来ていただき、引渡しとなります。

暴風警報 水害による避難勧告・避難指示（緊急）

下校の安全が確認できるまで学校に留め置きます。

その後、本校ホームページおよび連絡ツール「すぐーる」にて下校の時刻などを先にお伝えした後、集団下校を行います。もしも、保護者の方がご不在の場合は、学校までご連絡をお願いします。
お迎えに来られるまで、本校にて留め置くことといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。